令和6年9月 決算特別委員会 質疑 福田たえ美





●都市整備委員会所管質疑

舗装復旧工事の路盤先行について

◆福田たえ美 委員

これより公明党の都市整備委員会所管の質疑をさせていただきます。

まず初めに、舗装復旧工事の路盤先行について伺います。

道路占用許可などにより地下埋設の施設を新設、移設、増設、修繕、または廃止することに伴い、路面を掘削工事の後、路面の舗装復旧工事が行われます。多分皆様も道路工事が行われていて、また、道路を歩いていたり何かすると、継ぎはぎになっている、そんな道路を見ることもあるかと思います。実はこの路面道路、私たちが見ているこの道路の下がどうなっているのかということで、今回、パネルのほうにイラストを作らせていただきました。こちらを御覧になりながら、まずこの道路の下がどうなっているのかというのを説明させていただきたいと思います。

まず、上の段ですけれども、これは世田谷区のほうで行ってほしいということで事業者さんなどに指示を出す場合の仮復旧後本復旧というものがございます。これはまず、一番左側を見ていただきますと、一番上の灰色のところが、私たちが目にしている路面というふうに言われております。この下に下層路盤や路床というのがありますけれども、実はこの埋設物が路床というところに入っております。この路床のところに管などを入れて、そして埋めていくという構造になっているんですけれども、実はこの表層の部分と、そして一番下が路床となっておりますが、この路床のところを、電気、ガス、水道、地下埋設を一度入れて、そしてその後に、この路床の上をどうするかによって二つの方法に変わってまいります。

この上の部分が下の路盤先行法と、また仮復旧後本復旧と違うところが、まず一度仮に復旧をする場合には、下層路盤で一度埋めて、その上にアスファルトなどを敷くという方法、そして路盤先行というのは、下を見ていただきますと、下層路盤で固めて、その上で、また違う素材で上層路盤で固めて、そしてアスファルトを敷いて、しばらく多分車などが走って、ここが固まってきたら、一度開けていくのが仮復旧後本復旧というもので、また一度下層路盤をさくさくと掘っていきます。そして、その後、本復旧のときに上層路盤というのを作って、アスファルトで最後は蓋をしていくというのが、一度ここで掘るという作業が出てくるというのが特徴です。

路盤先行の場合には、もう路盤を下層と上層をそれぞれ作ってしまいますので、あとは、この固まった状態を確認するために、一度アスファルトを開けていきますけれども、その上をすぐに掘ることもなく、アスファルトだけをかぶせていくということで、掘削作業がないということで、この路盤先行というほうが、作業的にも非常に時間が短縮できるという、そ

ういったメリットもある部分もあります。

このように、路盤先行というのが工事の復旧作業の中で、工程として認められていることもございます。これが実は路盤先行を行えるか、行えないかというのが工事の状況、また様々道路の状況などによって違っているということは私もお聞きはしておりますけれども、実はこの世田谷区の道路占用工事要綱を読みましたら、基本とした舗装復旧工事施工では、路盤について、区長が認めた場合には路盤先行をすることができるというふうになっております。しかし、それ以上のことは書いておりませんので、区長が認めた場合とはどのような場合をこの路盤先行として認めるのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

◎春日谷 土木計画調整課長

世田谷区道路占用工事要綱では、舗装の仮復旧工事を示し、占用物件の埋設が完了した後、直ちに要綱で示す舗装の仮復旧を求めております。この仮復旧は、後の埋め戻し材の締固め具合の確認や本復旧する範囲の立会いまでの間、掘削箇所の安定のようなものを確認しております。しかしながら、占用工事期間の短縮など、沿道への影響もあることから、埋め戻し材の品質向上などを受け、世田谷区では、協議等により路盤先行を認めております。例えば大規模な掘削工事や道路に対して縦断方向に掘削する場合などについては、協議の上、認めております。ただし、下水道工事のような掘削が深く、地下水が高い場所や地盤が軟弱な場所では、設計段階での詳細協議の上、判断しております。

これらが要綱による区長が認める場合に該当する一般的なものでございますが、これ以外 にも該当するケースはあるものと考えております。

◆福田たえ美 委員

区の判断で様々な対応をなさっていて、何よりも道路は安全というのが第一ですので、安全な復旧をしていくというのが基本原則だとは思いますが、路盤先行を行うことも可能であるということが分かるかと思います。しかし、工事の現場におきましてはやはり働き方改革などもあったり、また、ほかの区では同じ工事を行った場合にこの路盤先行を選べるということがほとんどということで、工事を依頼する側としても、そこの時間、また経費の部分も変わってくるというようなお話も伺っております。

同じ工事をした場合に、二十三区中で路盤先行を認めているところはというふうに調べて みましたら、ほぼ二十二の区で路盤先行を認めてもいるというふうに伺っております。

例えば中野区では、路盤先行の適用条件を明記して、事業者、区民にも説明責任を果たしております。安全性を担保するというのはもちろんですが、他区を参考にこの路盤先行の条件を改めて検討し、また明確にしていくべきだと思いますが、区の見解を伺います。

◎春日谷 土木計画調整課長

区におきましては、現状、千九十五キロに及ぶ区道を管理しており、それに伴い道路工事なども多い状況でございます。以前、路盤先行を認めた際に、路面が落ち込むなどの事案が発生したことから、道路の安全性確保のために協議により認めることとしたものでございます。

しかしながら、委員御指摘のとおり、現在の世田谷区道路占用工事要綱の規程では、明確性 に欠けるものと考えられますので、他の自治体の例を参考に、記載内容の変更を検討してま いります。

実効性ある道路啓開への対応について

◆福田たえ美 委員

今、御答弁でも、路面が落ち込む事案も発生したことがあるというふうにおっしゃっておりましたが、そのときの条件がどういう条件だったからこのようになったのか、また、無用なというのではないんですけれども、本来であれば路盤先行でも大丈夫なものを、あえて世田谷区としては仮復後本復旧にしているようなもし事例があった場合には、やはり検討し直していくべきだと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、実効性ある道路啓開への対応について伺ってまいります。

私は、阪神・淡路大震災を現地で経験いたしました。落下物や転倒物を避けながら駅に向かう途中、道路が大きく隆起し、線路も壊滅的な状況で、交通機能が麻痺をした状態でした。 私は幸いにもけがもなく歩ける状態でしたが、けが人や、また、一刻を争う救急搬送が必要な人ほど、この交通麻痺は命取りになります。

このような交通麻痺の状況の中、救命活動の車両を走らせるために行うのが、道路啓開です。道路啓開は災害時に消防車、救急車などの救急車両を通れるよう、救援ルートを確保するために、一車線でも通れるよう、必要最低限の瓦礫処理、段差修正を早急に行うことです。被災者の救助や救援活動に必要な命の道を確保することから、人命救助の七十二時間の壁を意識して、緊急輸送道路などの道路啓開を完了させることが最大の目標です。

二〇一一年三月十一日十四時四十六分、マグニチュード九・〇の東北地方太平洋沖地震、東日本大震災が発生をいたしました。世田谷区の職員が継続的に支援に入った南三陸町、この町では余震が続き、大津波警報が発令されている状況下において、約三キロにわたり、流出物が堆積をしている国道三九八号では、緊急車両等の侵入を急ぐため、くしの歯作戦と名づけた道路啓開を実施されました。国、地方自治体、自衛隊、そして自らも被災をした地元の建設業者の迅速かつ献身的な協力の下、関係機関が一丸となったことで、被災から二日後の三月十三日に内陸部からの救命また救援ルートが確保をされました。

区が管理する区道において、大地震などにおける緊急輸送道路の確保のため、障害物の除 去作業、いわゆる道路啓開を行うことになっていますが、当該路線は、まずどのような基準 で決めているのか、伺います。

◎春日谷 土木計画調整課長

大地震の際、障害物の除去を行う路線といたしまして、広域的視点から国及び都などが指定している幹線道路のほか、区では地域及び地区の防災の視点に立って、次の二つの基準に基

づき、世田谷区緊急輸送道路障害物除去路線の選定をしてございます。まず一つ目として、 避難場所、避難所に接続する応急活動のための道路の路線、二つ目といたしまして、病院、 防災倉庫、土木資材倉庫等の主要公共施設、給水所、警察署及び消防署などを結ぶ路線、現 在この基準に基づきまして五十四路線、約五十五・四キロの路線を指定してございます。

◆福田たえ美 委員

世田谷区におきましては、この五十五・四キロあるということで、かなりの路線がこの道路 啓開に定められているということですが、令和六年の能登半島地震では、道路啓開の遅れが 大変大きな課題にもなりました。本区におけるこの選定をした路線での道路啓開作業をどう 進めていくのか、伺います。

◎春日谷 土木計画調整課長

災対土木部では、震度五弱以上の地震が来た場合、各土木管理事務所が中心となり緊急巡回を行います。巡回の報告をに、被害レベルの段階に応じた道路啓開作業を協定団体に指示いたします。このうち、被害レベルが最もひどい路線に緊急輸送路が含まれている場合、迂回路の確保などを行った上で、被害がほとんどない通行可能な道路を除いた道路について、道路啓開を行います。

啓開作業の内容といたしましては、倒壊、散乱した建物の残骸、電柱などは元の敷地に返すか道路脇に寄せ、道路上の放置車両及び私有財産は道路脇に寄せますが、現場から除去する場合は当該物の保管記録を作成した上で保管をいたします。また、路面に段差が発生している場合は、状況にもよりますが、土砂、アスファルトボードにより、擦りつけるなどの応急措置を行ってまいります。

なお、震度が六弱以上の場合、協定団体は、区からの依頼の有無にかかわらず、あらかじめ団体内の業者ごとに定めた路線に出動をし、作業を行うこととしており、通信障害が起きていても、道路啓開作業が開始されることとなってございます。

◆福田たえ美 委員

計画は立てられているというようなことでありますが、首都直下地震では、都心二十三区の多くで震度六強以上の壊滅的な被害、また被害で液状化による沈下、倒壊物の瓦礫による閉塞によって通行ができない区間が大量に発生すると同時に、渋滞により多数の被災者、甚大な被害が想定をされております。

一方、道路ネットワークが密であり、緊急輸送道路に指定されている数も多く存在し、限られた人員、資機材で同時に啓開する困難さが、救命救助や復旧活動に多大な支障を来すと 予測をされております。

本年六月二十八日に公表された国土交通省による令和六年能登半島地震を踏まえた緊急提言では、今般の能登半島地震の教訓事項を他の地方部のみならず、都市部でも生かされるべき視点が示されておりました。複合的な災害が広域で発生した場合、被災の把握の困難さの中で、迅速な道路啓開の実施には、ドローン活用など、地形に合わせた活動的な情報収集

体制の構築が示されていました。

災害時は、警察、消防、自衛隊、建設業者等の多くの団体と連携、協力で救命活動を行ってまいります。世田谷区ではカメラ、広域監視カメラ、そして今年度はドローンが導入をされ、様々な媒体を通じて情報を収集していきます。命をつなぐ七十二時間の救命活動の最初の動きが道路啓開で、この道路啓開を迅速に実施するためにも、啓開ルートの状況を的確にまた、迅速に把握をしていく、それはどの部門よりもいち早くです。そして、この協力団体にもその情報を共有することが大変重要になってまいります。まずは区の見解を伺います。

◎春日谷 土木計画調整課長

震度五弱以上の地震が発生した場合、まず土木管理事務所の職員が中心となり、道路を含めた道路に関する情報収集活動を行います。また、災対土木部では、警察、消防、鉄道、国、都などの関係機関と連絡を取り合い、情報収集を行うとともに、区の総合防災情報システムによりまして、各災対本部に入る被害状況等の情報共有を図ります。

委員御指摘のとおり、各関係機関の様々な情報収集媒体が所有されているということから、 非常に多くの情報を収集することが可能でございますので、その中から道路啓開作業に関連 する情報を収集し、共有することは、道路啓開作業を行う上でも、大変有用なことであると 認識してございます。

各関係機関とはしっかりと連携し、お互いの情報共有化を図り、速やかな道路啓開作業に つながるよう努めてまいります。

◆福田たえ美 委員

令和六年の能登半島地震を踏まえた緊急提言には、またもう一つ、道路啓開計画などの事前 準備と訓練などによる実効性の向上というものが指摘をされておりました。練馬区では、こ の練馬土木協会と、また災害協定に基づく作業体制確認訓練を実施されておりました。この 啓開路線の現状の再確認とともに、災害復旧時に必要とされる資機材の確保や重機の機械の 運搬経路の把握とともに、各社全社員の災害復旧に対する意識を高めて、体制の強化につな げております。また、大規模災害時に迅速な道路啓開を実施するためには、道路管理者のみ では対応に限界があり、この民間事業者との連携協力というのが不可欠だという認識の上で、 この連携や協力体制をより強固なものに築き上げていくためにも、実践型の訓練の実施や協 議会等の場を通じて課題を共有するなど日頃からの体制構築が大変重要とされております。

大規模災害の際は、通信などが途絶えるなど厳しい状況が見込まれます。道路啓開作業は 災害時の初期活動でかつ迅速さが求められます。この作業をスムーズに実施をするためにも、 協定団体との訓練が大変重要と考えますが、区の見解を伺います。

◎春日谷 土木計画調整課長

大地震の際は、固定電話、携帯電話共に通信制限の可能性や設備の故障など、区と協定団体 との連絡が困難な場合が想定されます。また、庁舎の被害や停電や設備の損傷によりまして、 インターネット環境も利用できない可能性がございます。このような状況下においても、協 定では道路啓開作業が行われるよう、震度六弱以上では、協定団体は区からの要請を待たず に、活動開始をすることとしてございます。

協定団体が道路上の障害物を除去するブルドーザーなどの重機の操作には慣れているものの、例えばビルが倒れかかっているなど判断が困難な状況も考えられるため、あらかじめ想定をしておかなければ作業がストップすることも考えられます。そのため、緊急時を想定した訓練はやはり重要なものと認識してございます。道路啓開を行う協定団体とは、毎年協定内容の確認をしてございますので、まずは初動における認識を確認し、確認次第、今後も訓練実施に向け検討してまいります。

残置物について

◆福田たえ美 委員

今るる御答弁をいただきましたが、多分大規模の災害になればなるほど大変混乱もしてくるかと本当に思いますので、まず先ほども情報の取得というところで、世田谷区のほうでは道路の情報を一元化して見られるようにもなっているというのは聞いておりますけれども、そこからやはり道路啓開に本当に必要な情報がすぐにやっぱりなるべく入れる工夫というのがどういうふうにすべきなのかというところもしっかりと練り上げていっていただいて、そしてかつ、この協力団体との訓練は多分見えない、いろんな課題が出てくると思いますので、そこを一つ一つ積み上げていただき、本当の意味で実効性のあるものにしていただきたいと思います。

では、続きまして、最後に残置物について伺います。

区営住宅における残置物の対応ということで、これは部屋に残された家財道具など残置物は、亡くなった人の遺品として、法律で相続人に所有権があると決められており、行政が勝手に処分することはできません。処分するには相続人全員の同意が必要で、区の担当者はまず、亡くなった方の親族を探す相続人調査に当たります。相続人が多い場合、調査には時間がかかります。固定電話がなければ戸籍を調べた上で手紙を出し、そして手紙の往復に時間がかかる上、親族が見つかっても返事がなかったり、相続を拒まれたりするケースも少なくないとお聞きをしております。

区営住宅の一室が二年近く明け渡されない状況であるとの相談を受け、平成三十一年予算特別委員会で、区営住宅の残置物への対応について質疑をしてまいりました。残置物への対応は、死後ではなく、区営住宅に入居される際に契約を交わすなどの事前の対策を求めてまいりました。その後、残置物への区の対応について伺います。

◎江頭 住宅課長

区では、令和元年六月の区営住宅などの募集から、使用者及び連帯保証人に対して、残置物の処分に関する誓約書の提出を求めております。また、入居の際に保証人を定めることができない方に関しては、令和二年七月から導入した機関保証制度により、保証会社を選択できるようになっており、残置物処分などの保証も併せて受けられるようになっております。

◆福田たえ美 委員

区では令和元年六月以降の入居世帯に残置物処理に関する書類を交わし、そして令和二年七月から保証会社への契約を導入し、保証人が不在である方、また残置物への対応を保証会社に希望する方などへの対応が開始されたということです。この誓約書を交わすことと、また保証会社に加入することなどで、残置物処理への対応がどのように変わったのか、伺います。

◎江頭 住宅課長

使用者及び連帯保証人の連署による誓約書を事前に取り交わすことで、残置物の処分に関する責任を認識していただくとともに、長期にわたり残置物が処分されず、住宅が明け渡しされない場合には、区に処分が一任されることとなっているため、迅速に対応ができ、その費用も使用者及び連帯保証人に請求することができます。また、機関保証制度が導入されたことにより、単身高齢者などの連帯保証人を定めることができない方も、死亡後に残置物の処分費用が保証されるため、安心して御入居していただけるとともに、区の残置物処分におけるコストの縮減や実績の増加につながっております。

◆福田たえ美 委員

少しずつ対応したことによって効果もあるようですが、区営住宅の申込みの倍率がやはり平均して約十四倍ということで、私の周りも多分多くの方がそうだと思いますが、入居を希望される方の御相談も大変多いかと思っております。かつ民間住宅への入居が年齢とともにやはり難しくなってこられる高齢者の方にとっては、区営住宅というのがもう大変セーフティーネットとなっております。一人でも多くの方に入居できる環境を速やかに整備していくということは、区のある意味責務でもあり、大変重要なことであります。現在、区営住宅の残置物への対応状況というのがどうなっているか、お聞かせください。

◎江頭 住宅課長

残置物は居住者の通常退去や死亡などによる退去後に家財道具などが処分されずに住宅に 残された状況であり、現在、区営住宅などでは九戸ございますが、今年度はそのうち四戸で 残置物の処分を実施する予定となっております。居住者の死亡などによる残置物の処分は、 順次実施しておりますが、複数の相続人調査や連帯保証人などを含めた連絡調整とともに、 関係者の理解を得るために時間を要することもあり、案件により、実施時期が異なってまい ります。

◆福田たえ美 委員

今御答弁いただきましたけれども、九戸あるということで、私が平成三十一年に質疑をした際に、残置物への対応状況ということでお伺いしたときには、七件あるということで、そのうち一年以上、要は二年以上かかっているものを含めて三件あるというふうに伺っておりま

した。この状況と今を比較は単純にはできないかもしれませんけれども、やはり件数が多くなってきていることと、あと四戸残置物の処分を実施する予定となっているということで、残り五戸がやはり一つ一つ課題がある、時間がかかってしまうんであろうなというふうに思っております。

これらの取組が、もう要は、令和元年と令和二年から様々な対応を区としてもされてきていますけれども、この対応が始まったその前に入居されている方のほうが大変多いんだと思います。そうしますと、この残置物処理に関する誓約書を交わしていない方が多いのではないかと思います。この世帯は約どれぐらいなのか、教えていただきたいと思います。

◎江頭 住宅課長

区営住宅の入居数の約千五百世帯のうち、残置物の処分に関する誓約書を交わしていない世帯は約一千百世帯となっております。

◆福田たえ美 委員

今、千五百世帯のうち約千百ということで、かなり多くの方がこういった誓約書を交わされていないということで、やはり今後もまだまだ残地物の対応に時間がかかる可能性があるということが見えてまいりました。

今やはり長寿社会とともに身寄りのない単身高齢者も増えて、家族構成なども変わってきております。また、例えば保証人になってあげたいけれども、自分自身がもう年金の生活になっていて、やはりその保証人になることが難しいというふうに、そういった状況の方々も増えていらっしゃいます。こういった単身の高齢者に限らず、やはり連帯保証人を選任することが困難な時代へとどんどん入ってきております。そういう状況も考え、また過去にこの入居された千百世帯の誓約書をまだ交わされていない方々も、保証人の方々の状況が変わってきているのではないかというふうに思います。残置物への対応が開始されたこの令和以前の入居者に対して一度は周知していらっしゃるかもしれませんが、しかし、日々、入居者の状況、またその親族、また保証人の方々の状況も変化をしてきています。保証会社の契約で残置物への不安を少しでも解消できることも改めて周知、並びに相談などを丁寧に対応すべきですが、この見解を伺います。

◎江頭 住宅課長

居住者の皆様への機関保証制度に関する周知につきましては、これまでに居住者向け広報紙にて全戸に情報提供を行ってまいりました。今後は、広報紙による周知とともに、連帯保証人に関する居住者からの相談の際には、機関保証制度に関する案内を行い、残置物処分にも関連する本制度の活用を進めてまいります。

◆福田たえ美 委員

以上で私からの質問を終わり、津上委員に替わります。